解散公告

当社は、平成二十八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月三十日

宮崎県延岡市旭町一丁目三番地八

有限会社あさひコンタクトレンズ

清算人　小池芙佐子

解散公告（第一回）

当社は、平成八年六月一日、平成二年法律第六十四号附則第十九条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月三十日

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅一三一四番地の一

有限会社大宏商店

清算人　猪野　佳優

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年一月二十二日開催の理事会及び評議員会の決議により平成二十八年三月三十一日福岡県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月三十日

福岡県久留米市国分町日渡九三一番地の八

学校法人東国分学園

清算人　髙木　亮順

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年一月五日大分地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月三十日

大分県別府市大字別府二二三四番地

宗教法人天皇国照輝尊響

清算人　安藤　恭子

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十九年一月十日茨城県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月三十日

茨城県水戸市中央一丁目四番一号

水戸市土地開発公社

代表清算人　田尻　充

解散公告（第二回）

当企業年金基金は、平成二十九年一月一日厚生労働大臣の認可を受け基金の解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月三十日

東京都江東区有明三丁目五番七号

藤倉ゴム工業企業年金基金

清算人　都築　幹成

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十九年一月一日千葉県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月三十日

千葉県松戸市根本三八七番地の五

松戸市土地開発公社

代表清算人　保坂　文一

解散公告（第三回）

当厚生年金基金は、平成二十九年一月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月三十日

東京都杉並区和田一丁目一番七号

立正佼成会厚生年金基金

代表清算人　菊池　京子

配当公告

富山県中新川郡上市町大坪四四番地

破産者　種井　寿一

右の者に対する富山地方裁判所平成二十七年（フ）第一六四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金六七三、三六一、八三八円

一、配当することのできる金額

金一四、九六九、八七五円

一、配当することのできる金額

一般債権　金一、六四二、八一六、六八八円

平成二十九年一月三十日

富山市磯部町二丁目三番二六号

破産管財人　栗本　正貴

配当公告

愛媛県四国中央市下柏町七一八番地六

破産者　大興金属株式会社

右の者に対する松山地方裁判所西条支部平成二十三年（フ）第七八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

一般債権　金一、六四二、八一六、六八八円

一、配当することのできる金額

一般債権　金五〇、四四〇、六一七円

平成二十九年一月三十日

愛媛県西条市明屋敷六五一番地四エムズビル三階

破産管財人　宮内　哲彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道余市郡余市町大川町一九丁目二〇番地、最後の住所北海道余市郡余市町大川町一四丁目二〇番地一三

被相続人　亡　菅**原**　敬司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月三十日

事務所札幌市中央区南一条西一三丁目三一七番地三フナコシヤ南1条ビル五階

相続財産管理人　弁護士　舘山　純士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県石岡市上曽一七五八番地、最後の住所茨城県石岡市山崎三七三七番地一

被相続人　亡　峯　源次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月三十日

茨城県土浦市文京町七番八号祐川直己法律事務所

相続財産管理人　弁護士　祐川　直己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区千束四丁目一一番地四、最後の住所茨城県古河市諸川六八〇番地五

被相続人　亡　吉原　健次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月三十日

茨城県古河市長谷町二七番六号弁護士法人かなえ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤本　純

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市丸の内二丁目三一一番地、最後の住所栃木県足利市大町三九九番地

被相続人　亡　寺田　昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月三十日

事務所栃木県佐野市赤坂町九六〇番地一二

相続財産管理人　弁護士　山田　実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目四八〇番地、最後の住所埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目四八〇番地松栄マンション二〇二

被相続人　亡　須藤　利正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月三十日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目一番二号駒崎ビル二〇三村井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　村井　勝美